

「103万円の壁」への対応(パートタイマーの配偶者への対応)

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

所得税の計算上、基礎控除の額が定額であることから、物価の上昇による所得増によって実質的に税負担が増えてしまうという課題があったため基礎控除の引上げを行う。

また、給与所得控除は給与収入額に対する割合に基づき計算される控除である。しかし、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない。そのため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額の引上げを行うこととなった。

上記により、いわゆる103万円の壁(給与所得控除55万円+基礎控除48万円)が123万円(給与所得控除**65万円**+基礎控除**58万円**)に引上げられる。

(2)内容

<所得税>

- ・ 基礎控除について、新たに合計所得金額が2,350万円以下の区分が設けられ、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が48万円から**58万円**に10万円引上げられる。
- ・ 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- ・ 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。



配偶者
パートタイマー

∴給与所得者であるパートタイマー配偶者に対して、所得税が課税されない給与収入額が、103万円から**123万円**へ20万円(基礎控除10万円+給与所得控除10万円)引上げられる。いわゆる103万円の壁が、123万円となり、課税最低限の額が引上げられる。



本人

∴本人が配偶者控除を受けられる配偶者の給与収入額が103万円から123万円に引上げられる。

<改正のポイント>

(2)内容(続き)

<個人住民税>

- ・ 基礎控除については改正なし。
- ・ 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- ・ 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。

∴給与所得者であるパートタイマー配偶者の、個人住民税が非課税となる給与収入額が、100万円から**110万円**へ10万円(給与所得控除10万円)拡大される。

<改正内容のまとめ>

給与所得者	収入金額	
	改正前	改正後
所得税が課税されない収入の上限	103万円	123万円
個人住民税が非課税となる収入の上限	100万円(※)	110万円(※)

(※)市区町村によって収入要件が異なる場合があります。

(3)適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 改正の趣旨・背景

少子高齢化や人口減少が深刻な状況にあるが、女性や高齢者の就労増加に伴い、近年、労働力人口は微増の傾向にある。今後、働きたい人が働きやすい環境をつくり、年齢や働き方に中立で、負担能力等を踏まえた公平な税制の構築が求められている。

所得税の計算上、基礎控除の額が概ね定額であることから、物価の上昇による所得増によって実質的に税負担が増えてしまうという課題があったため基礎控除の引上げを行う。

また、給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかし、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造となっている。そのため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を引上げる。

上記により、いわゆる103万円の壁(給与所得控除55万円+基礎控除48万円)が123万円(給与所得控除**65万円**+基礎控除**58万円**)に引上げられる。

これに伴い、配偶者(特別)控除における同一生計配偶者の合計所得金額要件の引上げについても対応する。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係

- 基礎控除について、新たに合計所得金額が2,350万円以下の区分が設けられ、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が48万円から**58万円**に10万円引上げられる。
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。

※合計所得金額とは、給与所得、雑所得等の各種所得金額を合計した金額で、所得控除(基礎控除、配偶者控除等)を差引く前(損失の繰越控除前)の金額をいう。

2. 改正の内容

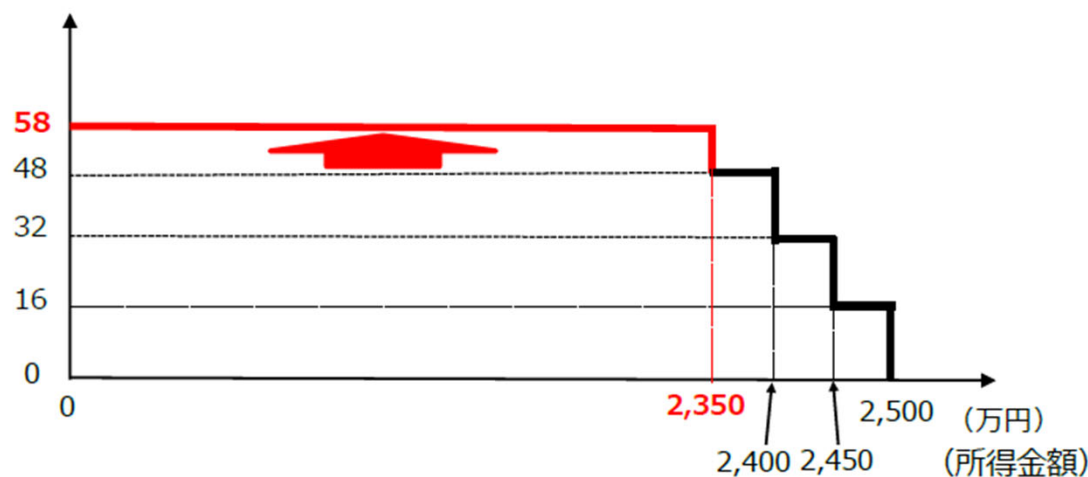
(1) 所得税関係(続き)

対象者		項目	改正前		改正後	
本人	配偶者		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
○	○	基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の合計所得金額 2,350 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	58 万円 48万円 32万円 16万円 0円
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55 万円	-	最低保障額 65 万円
○(※)	-	配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48 万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58 万円以下	38万円
○(※)	-	配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 48 万円超133万円以下	1万円 ~38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58 万円超~133万円以下	1万円 ~38万円

(※)本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る(合計所得金額が900万円超の場合には、控除額が減額される)。

<基礎控除の引上げ(所得税)>

(控除額)(万円)

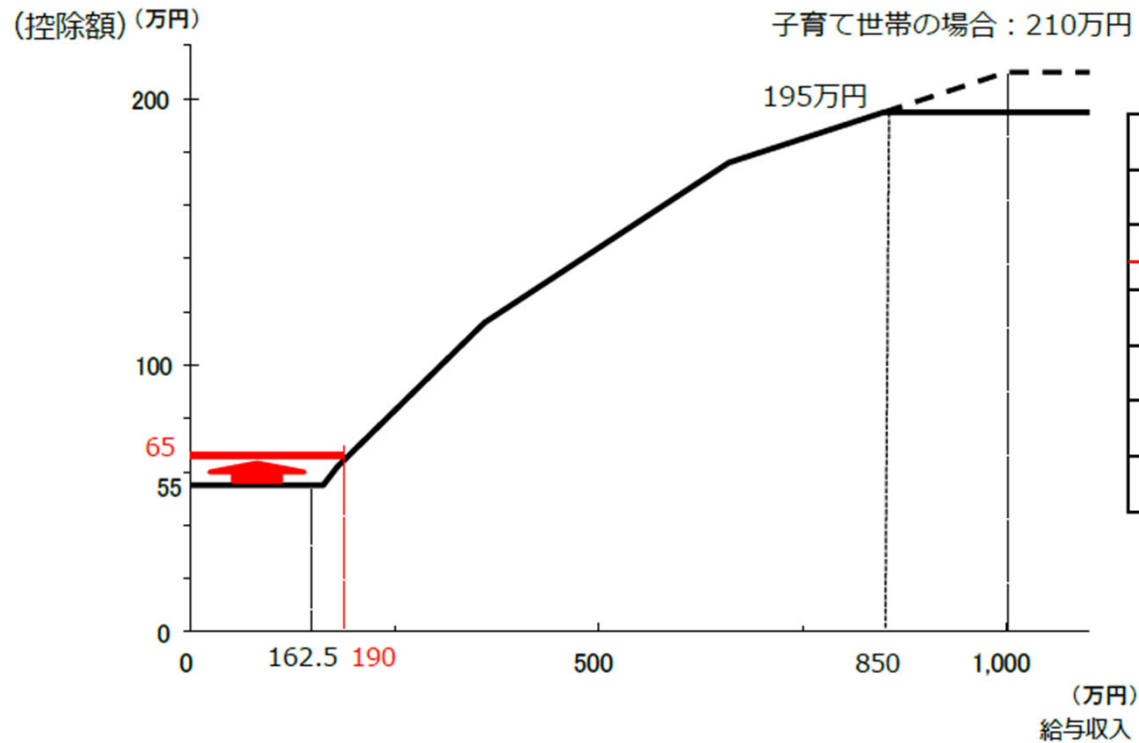


(財務省説明資料より出典)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

<給与所得控除の最低保障額の引上げ(所得税・住民税)>



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円

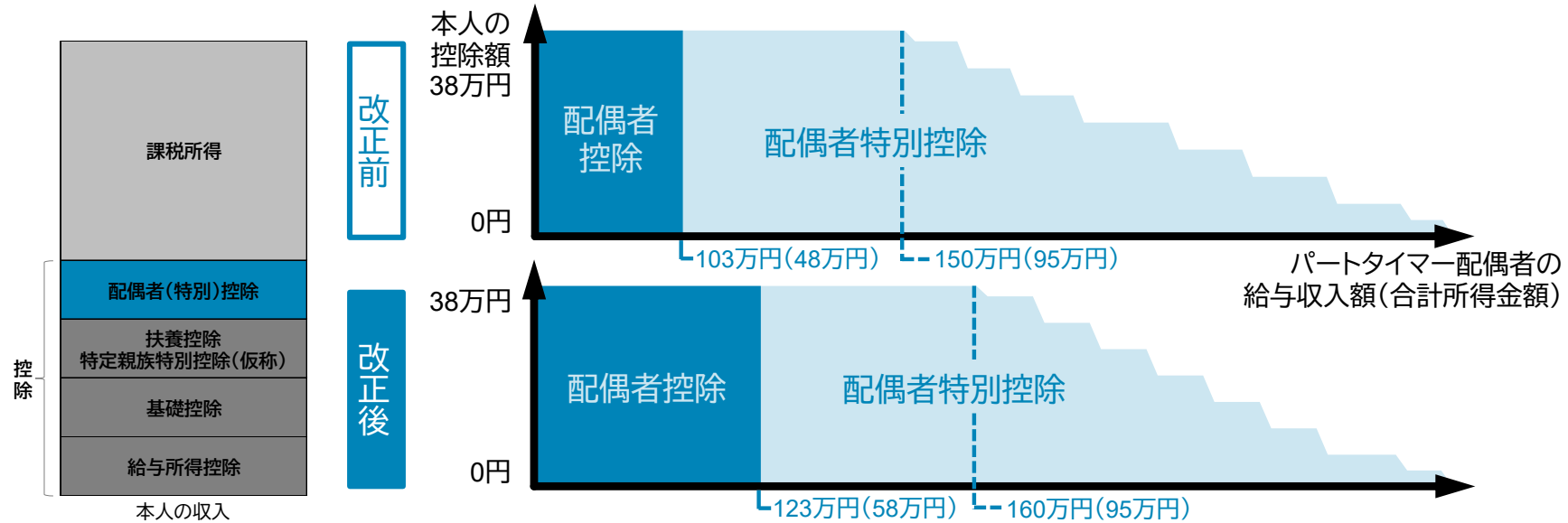
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% - 10万円
360万円以下	給与収入×30% + 8万円
660万円以下	給与収入×20% + 44万円
850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円

(財務省説明資料より出典)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

<配偶者(特別)控除額への影響(所得税)>



※本人の合計所得金額が900万円以下の場合の配偶者(特別)控除適用の場合。

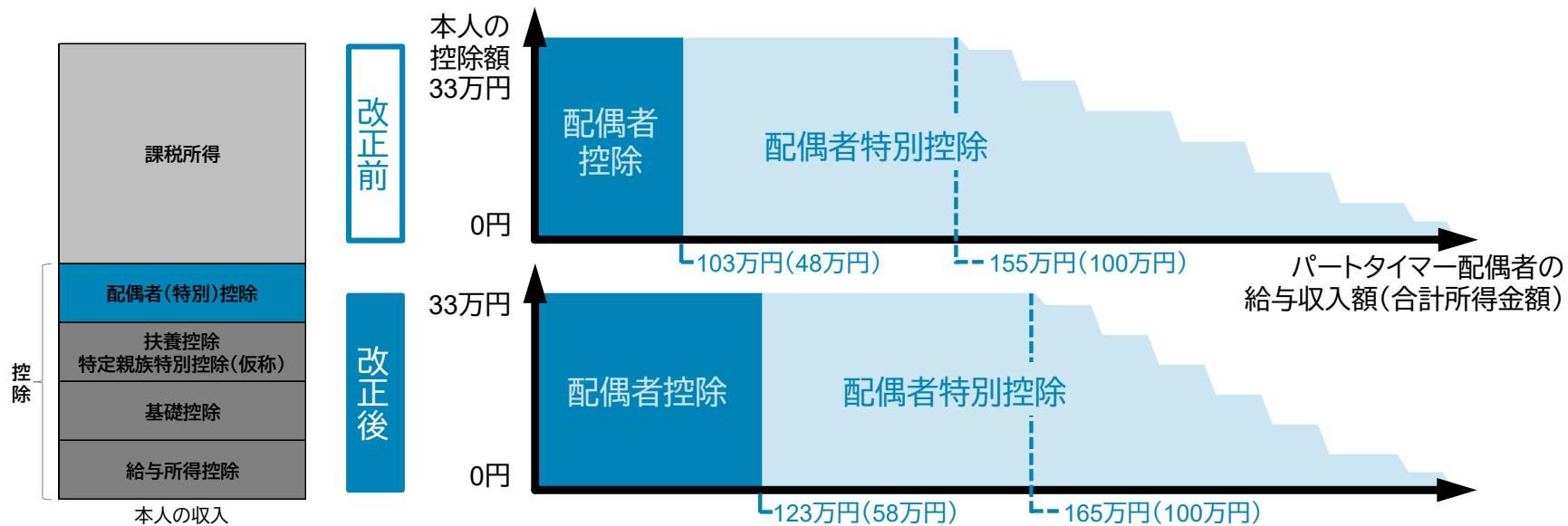
2. 改正の内容

(2) 個人住民税関係

- ・ 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。
- ・ 配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。

対象者		項目	改正前		改正後	
本人	配偶者		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55 万円	-	最低保障額 65 万円
○(※)	-	配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48 万円以下	33万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58 万円以下	33万円
○(※)	-	配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 48 万円超133万円以下	1万円 ～33万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58 万円超～133万円以下	1万円 ～33万円

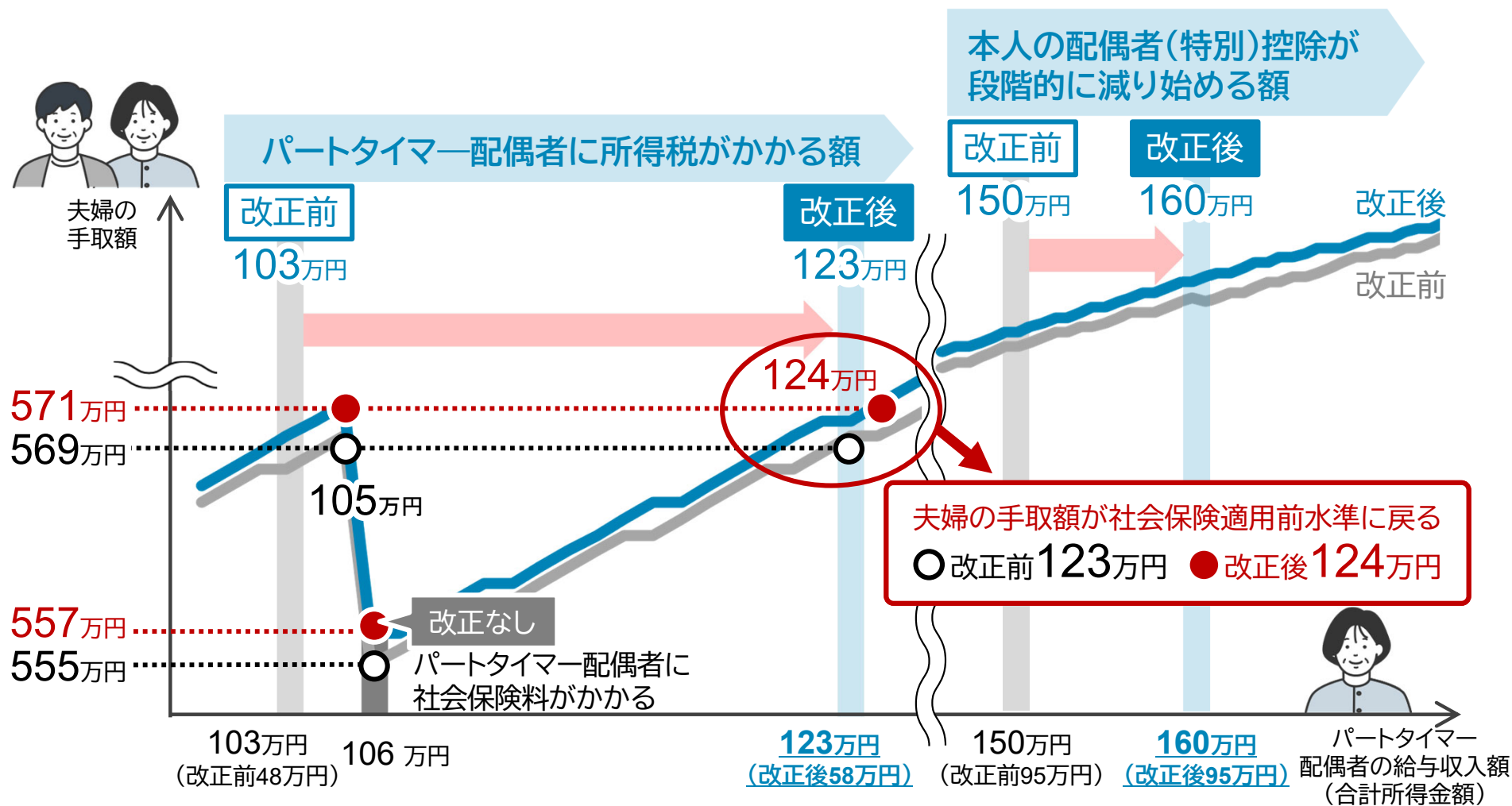
(※)本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る(合計所得金額が900万円超の場合には、控除額が減額される)。



※本人の合計所得金額が900万円以下の場合の配偶者(特別)控除適用の場合。

2. 改正の内容(ケーススタディ)

夫婦の手取額(夫の給与収入額が600万円の場合)



前提

- 世帯は夫婦2人のみとする
- 夫の給与収入額は600万円とする
- 社会保険料は一律給与収入額の15%とする
なお、パートタイマー配偶者は、給与収入額106万円から社会保険料負担とする
- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

参考:社会保険適用のメリット

年金

老齢厚生年金

厚生年金加入時の報酬額や加入期間等に応じて年金額を計算し支給

障害厚生年金

障害等級1級～3級該当時に支給。ほかに障害手当金(一時金)もあり

遺族厚生年金

加入者が亡くなったときに一定の遺族に支給

保障が上乘せ

+

老齢基礎年金

+

障害基礎年金

+

遺族基礎年金

健康保険

傷病手当金

私傷病の期間中、1日あたり給与の2/3を支給

出産手当金

産休期間中、1日あたり給与の2/3を支給

保障が上乘せ

3. 適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

4. 実務のポイント

- **2025(令和7)年**については、2025(令和7)年12月の年末調整から適用される。
- **2026(令和8)年1月1日以後**については、給与等の**源泉徴収**において適用される。
- 給与所得の源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について、所要の措置が講じられるとされている。